

！新型コロナウイルス対策として使うことを

検討してほしい制度のご紹介です！

令和2年4月12日

令和2年4月17日更新

上原会計事務所

事業を行っている方は、まず手元の資金を確保することが重要です。

そのためには、融資を受けることも必要ですが資金の流出を止めることも必要です。

今回は日々変わる新型コロナウイルス対策として打ち出されている政策を、企業として受けることができる制度と個人的に受ける制度に分けて整理し、重要なものを簡潔にピックアップしました。

中には詳細はこれからの制度もあります。日々注視していきましょう。

【法人向け 個人事業主向け制度】

① 役員報酬の減額を検討する

定期同額給与→“業績悪化事由”に該当の場合、役員報酬を減額改定できます。

(議事録作成が必要)

→社会保険料減の効果 所得税住民税の減額効果が期待できます

**【注】この役員報酬減額のご検討にあたっては様々な注意点がございますので、必ず当
事務所までご相談ください！**

② 持続化給付金の受給 (中小企業は最大 200 万円 個人事業主は最大 100 万円)

前年同月比で売上 50%以上減少

*手続き等の詳細はこれから (決まり次第、経済産業省 HP 掲載予定)

(問い合わせ先 中小企業庁 03-3501-1544)

③ 納税の猶予

2020 年 2 月から納期限までの一定の期間において収入が減少 (おおむね前年同月比 20%以上減) した場合に 1 年間納税猶予

法人税、所得税、消費税、固定資産税、源泉所得税など基本的にすべて税が対象

* 地方税についても納税猶予要請あり

(相談先 国税は管轄の税務署 (固定資産税は市町村))

! 税のことは上原会計事務所へもご相談ください!

④ 固定資産税・都市計画税の軽減

売上減の状況に応じ、固定資産税等の 1/2 もしくは全額を減免

* 詳細は確定次第、中小企業庁 HP に掲載予定

⑤ 厚生年金保険料等の猶予制度

事業の休業、廃止、著しい損失などがあった場合で納付が困難になった場合に納付を猶予など

* 最寄りの年金事務所へ申請

⑥ 雇用調整助成金の特例措置

休業等を行っても労働者の雇用維持した場合に受給

休業計画は事後提出が可能

* 要件が緩和、受給額が増加、申請手続きが簡素化されました。今後さらに拡大予定。

雇用保険被保険者以外の労働者に対する休業手当も対象に

雇用保険適用事業所でなくても、労災保険適用事業所、暫定任意適用事業所であれば対象に

風俗関連事業者も対象に

(問い合わせ先 管轄のハローワーク (ハローワーク松本 0263-27-0111))

⑦ リスケジュール

金融機関にすでに借りている借入について、月額返済額を減額する相談、返済を一時的に止めてもらう相談

⑧ IT 導入補助金

テレワーク導入等に対する補助金

【個人に向けた内容】

⑨ 個人向け緊急小口資金・総合支援資金

失業、休業等により収入が減少したことにより、緊急的な生活維持のための貸し付け

非正規の方や個人事業主の方も対象

(問い合わせ先:住まいの市町村社会福祉協議会(松本社会福祉協議会 0263-27-2000))

⑩ 1世帯30万の給付金支給⇒支給要件なしでの1人当たり10万円の支給に変更となりました(詳細はこれから)

⑪ 国民健康保険料などの徴収猶予
お住いの市町村へ問い合わせ

⑫ 電気・ガス料金の支払猶予等

(注)上記のものにはすでに申請受付が始まっているものから、法案の国会成立を待つもの、制度詳細がまだ発表されていないものもあります。